

平成21年6月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 竹内伸明

平成20年(ワ)第24892号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 平成21年4月10日

## 判 決

東京都 [REDACTED]

原

告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

荒

井

哲

朗

同

白

井

晶

子

埼玉県 [REDACTED]

被

告

山

田

千葉県 [REDACTED]

被

告

小

溝

## 主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帶して2990万円及びこれに対する平成20年11月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

## 事実及び理由

### 第1 原告の請求

被告らは、原告に対し、連帶して3020万円及びこれに対する平成20年11月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、株式会社日本インベストメントプラザ（以下「本件会社」という。）の従業員である被告らに対し、被告らは、海外市場に取り次ぐとの

虚偽の事実を告げて原告を欺罔して、海外商品先物取引名下に2700万円を詐取したなどと主張して、不法行為（民法719条1項、709条）に基づく損害賠償の支払を求める事案である。

## 2 前提事実（後記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 本件会社は、海外商品先物取引業等を目的とする株式会社である。

本件会社の代表取締役は、森川■（以下「森川」という。）である。

被告山田■（以下「被告山田」という。）は、本件当時、本件会社の従業員で、営業部主任の肩書を有していた者である（甲8）。

被告小溝■（以下「被告小溝」という。）は、本件当時、本件会社の従業員で、取締役事業部長の肩書を有していた（ただし、取締役の登記はされていなかった。）者である。

(2) 原告は、本件会社との間で、海外商品先物取引の委託契約（以下「本件契約」という。）を締結し（甲9），同契約に基づき、本件会社に対し、海外商品先物取引（以下「本件取引」という。）を委託する目的で合計2700万円を交付した（甲4）。

## 3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件取引の違法性及び被告らの損害賠償責任の有無

（原告の主張）

ア 主位的主張—詐欺、のみ行為

本件会社は、受託にかかる注文を海外市場に取り次いでおらず、自己が顧客の取引の相手方となって取引を成立させる、いわゆるのみ行為を行っており、本件取引における原告の注文についても、実際には海外市場に取り次いでいなかった。

本件会社及びその従業員である被告らは、組織的に、海外市場に取り次ぐとの虚偽の事実を告げて、原告を欺罔して多額の金員を交付させるという詐欺行為を行ったものであり、被告らは、原告に対し、共同不法行為責

任を負う（民法719条1項、709条）。

#### イ 予備的主張—勧誘行為の違法性

##### (ア) 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（以下「海先法」という。）の潜脱行為

原告は、平成19年6月21日に契約書（甲9）を作成する際、森川から、契約書の作成日付を同月12日にするよう指示されて、そのとおり記載した。海先法8条では、契約後14日以内は、委託者に熟慮期間を与え、原則としてその間にされた取引の効果は委託者には帰属しない旨規定されており、森川は、契約書の作成日付をさかのばらせて同条の規制を免れようとしたのである。このような行為は、委託者の権利を侵害するものであって違法であるとともに、本件会社が恒常に脱法行為を行っていることを示すものである。

##### (イ) 適合性原則違反、過当取引

原告は、現物株や投資信託取引を行ったことがあるほか、詐欺的業者へ一任して外国為替証拠金取引を行った経験はあるが、自らの判断で投機的取引を行ったことはなかった。また、本件取引開始当時に有していた原告の金融資産は、原告の経営するスナックの運転資金であり、かつ独身である原告の貴重な老後資金でもあったから、決して余裕資金ではなかった。

被告らは、このような原告に対して本件取引開始後わずか5日以内に、合計2700万円もの証拠金を拠出させて著しく過大な一任取引を行うよう勧誘したものであり、原告の知識、経験及び資産状況にかんがみ、このような取引の勧誘は適合性原則に反し、違法である。

##### (ウ) 説明義務違反

被告らは、原告に対し、本件会社の行う、受託にかかる注文を海外市場に取り次がず、本件会社が顧客の取引の相手方となって取引を成立さ

せるという本件取引の仕組み及びリスクを説明しておらず、説明義務を果たしていない。

(エ) 断定的判断の提供

被告山田は、平成19年6月9日及び同月13日、原告に対し、市場の規則性や銘柄ごとの法則を解説して、これを知った上で取引を行えば必ずもうかり、本件会社はノウハウを持っているので任せてもらいたいなどと述べ、断定的判断を提供する違法な勧誘を行った。

また、被告山田は、同月22日、原告に対し、「先ほど伊藤忠海外部の穀物、原油の担当者から入った情報ですが、大豆、トウモロコシ等を買いませんか。選挙までの短い間での取引で選挙までに必ずもうかりますから。」と断定的判断を提供する違法な勧誘を行った。

(オ) 一任取引

被告小溝は、平成19年6月26日ころ、原告に対し、「金を250枚買いました。」と電話で連絡した。被告山田は、同月27日ころ、原告に対し、原油を買った旨を電話で伝え、原告から「トウモロコシではないんですか。」と聞かれると、「トウモロコシは値動きが激しいので白金と原油を買いました。」と述べた。被告小溝は、同月29日、「今後は私が担当させていただきます。山田と協議した結果、今後は売りがよいだろうということになりました、金を売り建てました。」と原告に電話で話した。

被告らは、原告に対し、必ずもうかるノウハウを持っているので任せてもらいたいなどと述べて一任取引を勧誘し、かつ実際に事実上の一任取引を行ったが、リスクの高い投機的取引について一任取引を勧誘することは、委託者に取引のリスクについての判断を誤らせる危険があり、違法である。

(カ) 以上(ア)ないし(オ)によれば被告らは、海先法（熟慮期間に係る委託者保

護規制）を潜脱し、適合性原則違反・過当取引、断定的判断の提供、説明義務違反及び一任取引に該当する違法な勧誘を行ったものであり、これらの行為は相互に関連して一体の不法行為を構成するから、被告らは、原告に対し、不法行為責任（民法709条）を負う。

また、これらの違法な勧誘行為は、本件会社の従業員らの間で役割分担されて組織的に遂行されたものであるから、被告らは、共同不法行為責任（民法719条1項）を負う。

#### （被告山田の主張）

本件会社がのみ行為を行っていたことは、営業員には一切知らされていない。

被告山田は、原告に対し、本件取引について、売り方と買い方のいずれかが利益を得るが、100人のうち1人ぐらいしか利益を得られない、この1人とは商社や商品取引会社で個人はほとんどいない旨説明した。

原告は本件取引を始めるに当たって本件会社を訪問したが、これ以降は被告小溝が対応するようになり、被告山田は原告と商談していない。

被告山田は、原告に対し、取引の仕組み及び危険性を十分説明しており、必ずもうかるなどと述べて取引の勧誘をしたことではない。

被告山田は、原告に対し、伊藤忠商事からの情報をもとに選挙前に必ずもうかるからといってトウモロコシの買い付けを勧誘したことはない。

また、被告山田は、売買一任勘定取引をしていない。

#### （被告小溝の主張）

被告小溝は、本件取引開始以前、原告が来社する都度、原告に対し、海外商品先物取引の仕組み、売買手法、追証金制度等について説明し、海外商品先物取引がハイリスク・ハイリターンの取引であることも説明した。原告は、これらの説明に納得し、海外商品先物取引の危険性を十分理解した上で、承諾書その他の書類を記入し、本件会社に対して合計2700万円を入金した。

被告小溝は、平成19年8月30日に退社したから、退社以降の取引については知らない。

## (2) 損害額

### (原告の主張)

#### ア 未返還交付金員相当損害金 2700万円

原告は、本件会社に対し、平成19年6月21日に600万円、同月22日に1400万円、同月25日に700万円の合計2700万円を交付した。同金額は被告らの不法行為により被った損害である。

#### イ 慶謝料 50万円

原告は、本件会社及び被告らの詐欺的商法により、生活の平穏を害され、他人に対する基本的な信頼感が毀損されるなど、財産的損害の回復をもつてしても填補されない精神的苦痛を被った。この精神的損害は50万円を下らない。

#### ウ 弁護士費用相当損害金 270万円

原告が侵害された権利の救済を図るために、弁護士である訴訟代理人に委任することが必要不可欠であったから、弁護士報酬等全額は、被告らの不法行為と因果関係を有する損害である。原告は、委任に際し、(旧)東京弁護士会弁護士報酬規定を上回らない着手金及び報酬を支払う旨約したが、うち270万円を請求する。

#### エ 上記アないしウの合計金額は、3020万円である。

## 第3 当裁判所の判断

1 前提事実に加え、後記各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

(1) 原告は、現在62歳で、赤坂でスナックを経営している独身女性である。

本件取引開始当時、原告の年収は約400万円、保有資産は現金約3700万円、株・投資信託債権合計約1400万円及び居住マンションであったが、

これらのうち金融資産は、原告の経営するスナックの運転資金及び老後資金であった。

原告は、現物株や投資信託取引を行ったことがあるほか、詐欺的業者へ一任して外国為替証拠金取引を行った経験はあるが、自らの判断で投機的取引を行ったことはなかった。（甲11）

(2) 原告は、平成19年6月9日、知人の田中■（以下「田中」という。）宅を訪れた際、海外商品先物取引の勧誘のために田中宅を訪問していた被告山田に会った。

被告山田は、その際、田中に対して勧誘を行うとともに、同席していた原告に対しても、田中のパソコンを使って、金価格の推移を表すグラフを見せて、値動きには一定の法則性があることなどを述べた。被告山田は、このとき、原告に対して先物取引の仕組みについて詳しく説明しなかった。

被告山田が田中及び原告らに対して話をした時間は30分ほどであった。

（甲11、12、被告山田）

(3) その後、原告は、平成19年6月13日、再度田中宅で、被告山田から話を聞いた。その際、被告山田のほか、本件会社の従業員である桑原■（以下「桑原」という。）も同席した。

原告は、被告山田及び桑原の話を聞いて、本件会社へ取引を委託することにしたが、一応会社を見てから判断したいと述べ、契約締結自体は後日本件会社で行うこととした。原告は、その際、被告山田から、金を100枚買うように勧められ、契約締結時に、金100枚の証拠金相当額である600万円を本件会社に持参することになった。（甲11）

(4) 原告は、平成19年6月21日、本件会社の事務所で、同会社との間で同会社に対して海外商品先物取引を委託する旨の売買取引委託契約（本件契約）を締結した。原告は、その際、被告小溝の紹介を受けた。（甲9、11）

- (5) 原告は、本件会社に対し、本件契約締結時（平成19年6月21日）に600万円、同月22日に1400万円、同月25日に700万円の合計2700万円を交付した（甲4、11）。
- (6) 本件契約締結以降、原告との連絡は主に被告小溝が行うようになったが、被告小溝は平成19年8月30日に本件会社を退社し、それ以降は、森川が原告との連絡を行っていた（甲11、被告山田）。
- (7) 本件会社から原告に対して送付されてきた「海外商品先物取引 売買（入出金）計算書」又は「海外商品先物取引 残高照合通知書」には、平成19年9月21日には2088万円の追加保証金（以下「追証」という。）が発生し（甲2の4）、同年10月1日には、預り保証金額が2843万8693円であったところ、値洗損益の合計額（損失額）が3176万6805円になって、3132万円の追証が発生し（甲3の6）、同月4日には値洗損益の合計額（損失額）が2559万2995円になって1554万円の追証が発生し（甲3の7）、同月26日には帳尻損益金の合計額（損失額）が4320万9008円となり、同日時点の預り保証金額2843万8693円を1477万0315円下回った（甲2の5）旨記載されている。
- (8) 原告は、平成19年9月半ばころ、森川から、追証が発生しそうであると言わされたが、これ以上支払はできないと言って、追証の入金を断った。  
原告は、同月21日には、森川から、原油を決済したところ、一番高いところで売り抜けたので約450万円の利益が出たが、追証ギリギリなので金の証拠金に充てるすることにする旨の電話を受けた。  
その後も原告は、本件会社から追証の入金を請求されることはなく、追証の入金がないまま本件取引が継続された。（甲11）
- (9) 本件会社は、平成19年10月26日、①海先法7条に規定する成立した先物取引に係る書面の交付に関し、ニューヨーク商業取引所（N Y M E X）及びシカゴ商品取引所（C B O T）に係る商品について、海外先物契約に係

る売付け又は買付けを行う者に委託の媒介、取次ぎ又は代理を行っていないにもかかわらず、当該行為を行ったものとして、当該書面により明らかにすべき事項を記載しており、当該書面の記載に虚偽があったこと（海先法施行規則7条違反）、②海外先物契約に基づく売付け若しくは買付け又はその注文をしないで、自己がその相手方となって売買契約を成立させていたこと（海先法10条6号違反）などを理由として、同年11月3日から1年間の業務停止処分を受けた（甲1）。

## 2 争点1（本件取引の違法性及び被告らの損害賠償責任の有無）について

(1) 上記1の(7)及び(8)のとおり、本件取引に係る「海外商品先物取引 売買（入出金）計算書」又は「海外商品先物取引 残高照合通知書」によれば、本件取引においては、平成19年9月21日に2088万円の追証が発生した以降、本件取引終了までは追証が発生し続け、同年10月1日には、値洗損益の合計額（損失額）が、当時の預り保証金額を332万8112円も下回る3176万6805円に達していたはずであるにもかかわらず、原告は、同年9月半ばころ森川に対して追証の入金を断った以降、本件会社から追証の入金を請求されることはなく、原告による追証の入金がないまま本件取引が継続されたことが認められる。本件会社が、現実に海外市場への取次ぎを行っていたのであれば、追証が発生したばかりか、本件会社自身が不足金額を負担しなければならない危険が生じていたにもかかわらず、原告に対して追証の入金を請求せず、取引を継続させたとは考え難い。

これに加えて、上記1(9)のとおり、本件会社が、平成19年10月26日に、いわゆるのみ行為を行っていたことを理由の1つとして、1年間の業務停止処分を受けたことをも考慮すると、本件会社は、本件取引における原告の注文を海外市場に取り次いでいなかったものと認められる。

そして、上記1の(2)ないし(4)、(6)によれば、本件取引の勧誘及びその後の原告との連絡等は、森川及び本件会社の従業員らの間で役割分担されて組織

的に行われたものと認められる。

以上によれば、本件会社及びその従業員である被告らは、組織的に、海外市場に取り次ぐとの虚偽の事実を告げて、原告を欺罔して合計2700万円を交付させたものと認められる。

(2) この点について、被告山田は、本人尋問において、本件会社がのみ行為をしていたことは知らず、本件会社からは、顧客の注文を市場に取り次いでいると言われた旨供述する。しかしながら、被告山田は、本人尋問において、本件会社が行っていたとする海外商品先物取引の仕組みについて、本件会社からはある取次会社を通して注文を出すと聞いている旨抽象的に述べるのみで、その取次会社の具体的な名前については忘れたと述べた上、顧客から集めたお金が取次会社へ送金される具体的な仕組みなど、営業担当者として通常認識しておくべき事項についても、本件会社から教えられなかつたので知らない旨述べていることからすると、被告山田の上記供述を採用することはできず、他に上記(1)の認定を覆すに足りる的確な証拠はない。

(3) したがって、被告らは、原告に対し、共同不法行為責任を負う（民法719条1項、709条）。

### 3 爭点2（損害額）について

#### (1) 未返還交付金員相当損害金について

上記1(5)によれば、原告は、本件会社に対し、平成19年6月21日から同月25日までの間に合計2700万円を交付したことが認められ、同金額は、被告らの不法行為により原告が被った損害額と認めることができる。

#### (2) 慰謝料について

原告は、被告らによる不法行為の損害として、慰謝料50万円を請求しているが、上記の事実関係に照らして判断すると、被告らの不法行為により被った原告の精神的苦痛に対する慰謝料は20万円が相当である。

#### (3) 弁護士費用について

上記認定の本件の事情、審理の経過、認容額等に照らすと、被告らの不法行為と相当因果関係の認められる弁護士費用相当損害金は270万円とするのが相当である。

#### 4 結論

以上によれば、原告の被告らに対する本件請求は、原告が被告らに対し、2990万円及びこれに対する不法行為の後である平成20年11月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第25部

裁判長裁判官 佐久間邦夫

裁判官 石原直弥

裁判官 山下嘉

これは正本である。

平成21年6月25日

東京地方裁判所民事第25部

裁判所書記官 竹内伸明